京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領

平成２１年４月８日
令和２年３月３０日改正

（目的）
第１条　この要領は，都市計画局の所管に属する土木設計の委託業務について，その成績評定に必要な事項を定め，もって業務委託の適正な履行の確保を図り，土木設計委託業務の品質確保に資することを目的とする。

（評定の対象）
第２条　この要領の対象業務は，建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める土木設計業務とする。

（評定者）
第３条　評定を行う者（以下「評定者」という。）は，建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める監督員及び検査員とする。

（評定の時期）
第４条　監督員は，当該業務が完了したとき，検査員は検査を実施したときに，速やかに評定を行う。

（評定の方法）
第５条　評定は，評定者ごとに，独立して的確かつ公平に行う。
２　評定者は，評定の結果を別記様式第１に定める土木設計等委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（設計業務受託候補者選定委員会への報告）
第６条　業務担当課は，検査員の評定の完了後，速やかに評定表の写しを京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱で定める設計業務受託候補者選定委員会の事務局に提出しなければならない。

（設計等業務受注者への通知）
第７条　業務担当課は，評定を行った場合は，遅滞なく，当該委託業務の受注者に対して，評定の結果を，別記様式第２により通知するものとする。
２　業務担当課は，通知に係る文書発送簿を整備するとともに，通知書の写しを保管しなければならない。

（評定の修正）
第８条　業務担当課は，前条第１項の通知をした後，当該評定を修正する必要がある場合は，評定を修正しなければならない。
２　業務担当課は，前項の規定に基づく修正を行ったときは，その結果を別記様式３に定める評定結果の再通知書により，当該受注者に遅滞なく通知するものとする。

（説明請求）

第９条　第７条第１項又は前条第２項の規定に基づく通知を受けた者は，通知を受けた日から起算して１４ 日（京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に，書面により，市長に対し，評定の内容について説明を求めることができる。

２　前項の書面には，請求者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地），請求の対象となる評定に係る業務，不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

３　第１項の説明請求の送付先は，業務担当課とする。

（説明請求に対する回答）

第１０条　業務担当課は，前条第１項の規定に基づく説明請求を受けたときは，別記様式第４に定める評定内容の説明書により，速やかに回答するものとする。

２　業務担当課は，前項の規定に基づく回答を行った場合，その写しを別に定める京都市都市計画局説明請求審査委員会（以下，「委員会」という。）の事務局に提出しなければならない。

３　委員会は，別に定める要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第１１条　前条第１項の規定に基づく回答を受けた者で，当該回答になお不服がある者は，通知を受けた日から起算して１４日（休日を含む。）以内に，書面により，市長に対し，再説明を請求することができる。

２　第９条第２項及び第３項の規定は，前項の書面について準用する。

（再説明請求に対する回答）

第１２条　業務担当課は，前条第１項の規定に基づき再説明の請求を受けたときは，別に定める委員会にその内容について審議を依頼するものとする。

２　業務担当課は，委員会での審議結果を受け，別記様式５により回答するものとする。

附　則

この要領は，平成２１年４月１日以降に完了した土木設計業務等について適用する。

附　則

この要領は，令和２年４月１日以降に完了した土木設計業務について適用する。

別記様式第１（第５条関係）

業務名		業務場所		受注者		完了年月日	： 年 月 日

評価項目			評価の視点	担当監督員						主任監督員						総括監督員						検査員						評定点（注1）	業務評定		
					配点	得点率	得点範囲	得点	調整後の評定点		配点	得点率	得点範囲	得点	調整後の評定点		配点	得点率	得点範囲	得点	調整後の評定点		配点	得点率	得点範囲	得点	調整後の評定点		評定点	加重平均点の算出 重み⑩	⑪=⑨×⑩／満点
プロセス評定	専門技術力	提案力，改善力［加点評定］	業務着手段階における業務特性等の考慮	○※1	20	1.0～0.6	20～12		②=①×5/10	○※1	20	1.0～0.6	20～12		④=③×5/10													⑨=②＋④	⑨×⑩	2	／ 200
			業務遂行段階における提案	○※1	40	1.0～0.6	40～24			○※1	40	1.0～0.6	40～24																		
			業務遂行上必要となる課題の提案	○※1	20	1.0～0.6	20～12			○※1	20	1.0～0.6	20～12																		
			業務内容等改善の提案	○※1	20	1.0～0.6	20～12			○※1	20	1.0～0.6	20～12																		
			小 計		100		100～60	①=	②=		100		100～60	③=	④=													⑨=		（ 9.5 ％）	
		業務執行技術力	目的と内容の理解	○	20	1.0～0.2	20～4		②=①×1/10	○	20	1.0～0.2	20～4		④=③×1/10													⑨=②＋④＋⑥＋⑧	⑨×⑩	4	／ 400
			必要情報の把握	○	20	1.0～0.2	20～4			○	20	1.0～0.2	20～4																		
			検討項目，検討手法	○	20	1.0～0.2	20～4			○	20	1.0～0.2	20～4			○	100	1.0～0.2	100～20		⑥=⑤×4/10	○	50	1.0～0.2	50～10		⑧=⑦×4/10				
			打合せ資料の内容［減点評定］	○※2	20	0.6～0.2	12～4			○※2	20	0.6～0.2	12～4																		
			十分な技術力	○	20	1.0～0.2	20～4			○	20	1.0～0.2	20～4									○	50	1.0～0.2	50～10						
			小 計		100		92～20	①=	②=		100		92～20	③=	④=		100		100～20	⑤=	⑥=		100		100～20	⑦=	⑧=	⑨=		（ 19.0 ％）	
		施工時への配慮（設計時評定，設計業務を対象に評定する。イ，ロのいずれかを選択する。）イ．『概略設計，予備設計』の場合	施工に関する一般的な知識																												
			施工条件等の把握																												
			小 計																												
		ロ．『詳細設計』の場合	施工に関する一般的な知識																												
			施工条件等の把握																												
			施工計画（施工方法，仮設備計画）																												
			小 計																												
		コスト把握能力（設計業務を対象に評定する。）	コスト把握能力																												
			小 計																												
	管理技術力	工程管理能力［減点評定］	実施手順，工程計画	○※2	30	0.6～0.2	18～6		②=①×5/10	○※2	30	0.6～0.2	18～6		④=③×5/10													⑨=②＋④	⑨×⑩	2	／ 200
			実施体制	○※2	10	0.6～0.2	6～2			○※2	10	0.6～0.2	6～2																		
			打合せ内容の理解，記録	○※2	10	0.6～0.2	6～2			○※2	10	0.6～0.2	6～2																		
			内部関係者への情報伝達	○※2	10	0.6～0.2	6～2			○※2	10	0.6～0.2	6～2																		
			工程管理	○※2	40	0.6～0.2	24～8			○※2	40	0.6～0.2	24～8																		
			小 計		100		60～20	①=	②=		100		60～20	③=	④=													⑨=		（ 9.5 ％）	
		品質管理能力［詳細設計以外は加点評定］	ミス防止の実施	○※1	100	1.0～0.6	100～60		②=①×5/10	○※1	100	1.0～0.6	100～60		④=③×5/10													⑨=②＋④	⑨×⑩	2	／ 200
			小 計		100		100～60	①=	②=		100		100～60	③=	④=													⑨=		（ 9.5 ％）	
		迅速性，弾力性，調整能力［加点評定］	当初計画の変更	○※1	40	1.0～0.6	40～24		②=①×5/10	○※1	40	1.0～0.6	40～24		④=③×5/10													⑨=②＋④	⑨×⑩	1	／ 100
			関連事業者間の調整	○※1	30	1.0～0.6	30～18			○※1	30	1.0～0.6	30～18																		
			地元住民との合意形成	○※1	30	1.0～0.6	30～18			○※1	30	1.0～0.6	30～18																		
			小 計		100		100～60	①=	②=		100		100～60	③=	④=													⑨=		（ 4.8 ％）	
	コミュニケーション力	説明力，プレゼンテーション力，協調性	理解しやすい説明・プレゼンテーション（資料）	○	30	1.0～0.2	30～6		②=①×1/10	○	30	1.0～0.2	30～6		④=③×1/10							○	100	1.0～0.2	100～20		⑧=⑤×8/10	⑨=②＋④＋⑧	⑨×⑩	1	／ 100
			理解しやすい説明・プレゼンテーション（対応）	○	30	1.0～0.2	30～6			○	30	1.0～0.2	30～6																		
			説明を補う努力	○	20	1.0～0.2	20～4			○	20	1.0～0.2	20～4																		
			円滑な業務遂行への努力［加点評定］	○※1	20	1.0～0.6	20～12			○※1	20	1.0～0.6	20～12																		
			小 計		100		100～28	①=	②=		100		100～28	③=	④=								100		100～20	⑦=	⑧=	⑨=		（ 4.8 ％）	
	取組姿勢	責任感，積極性，倫理観	責任感，積極性	○	100	1.0～0.2	100～20		②=①×1/10	○	100	1.0～0.2	100～20		④=③×1/10						⑥=⑤×8/10							⑨=②＋④＋⑥	⑨×⑩	2	／ 200
			責任感，積極性，倫理観													○	100	1.0～0.2	100～20												
			小 計		100		100～20	①=	②=		100		100～20	③=	④=		100		100～20	⑤=	⑥=							⑨=		（ 9.5 ％）	
結果評定		成果品の品質	目的の達成度	○	40	1.0～0.2	40～8		②=①×1/10	○	40	1.0～0.2	40～8		④=③×1/10							○	40	1.0～0.2	40～8		⑧=⑦×8/10	⑨=②＋④＋⑧	⑨×⑩	7	／ 700
			的確なとりまとめ	○	30	1.0～0.2	30～6			○	30	1.0～0.2	30～6									○	30	1.0～0.2	30～6						
			ミスの有無	○	30	1.0～0.2	30～6			○	30	1.0～0.2	30～6									○	30	1.0～0.2	30～6						
			小 計		100		100～20	①=	②=		100		100～20	③=	④=								100		100～20	⑦=	⑧=	⑨=		（ 33.3 ％）	
総合評定点の算定			⑫＝⑨の評定点の加重平均点（注2）																											21.0（ 100 ％）	／ 2100
			⑬事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）																												
			⑭成果物に，受注者の責任に起因するかしが存在し，契約図書に記された手続きに従い，かし修補又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）																												
			⑮総合評定点＝⑫＋⑬＋⑭																												

事業課（所）		担当監督員	年 月 日	主任監督員	年 月 日	総括監督員	年 月 日	検査員	年 月 日
		氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印
所見（必ず記載すること）									

は，評定対象外
○ は，必須評定項目
△ は，選択評定項目
※1 は，加点評定項目
※2 は，減点評定項目

注：1．各評定項目の「⑨業務評定」は少数第一位までとする。
2．「⑫＝⑨の評定点の加重平均点」は少数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第２（第７条関係）

検 査 結 果 の 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

受注者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

下記の業務について，契約書及び委託仕様書に基づき検査を行い，京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領に基づき，評定を行いましたので，その結果を通知します。

なお，京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領については，ホームページにおいて閲覧することができます。

ホームページ URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html

記

１　委 託 業 務 名

２　完了検査年月日

３　評　　定　　点　　別紙「項目別評定点通知表」のとおり

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○

別記様式第２－２（第７条関係）

項 目 別 評 定 点 通 知 表

（〇〇調査業務）

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　受注者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評 価 項 目	業 務 評 定 点	満　点
専 門 技 術 力		600
管 理 技 術 力		500
コミュニケーション力		100
取 組 姿 勢		200
成 果 品 の 品 質		700
評定点の加重平均点		2100
	／100点	100点／100点
事 故 等 に よ る 減 点		
瑕疵修補又は損害賠償による減点		
総 合(業 務) 評 定 点	／100点	

別記様式第３（第８条関係）

評 定 結 果 の 再 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

受注者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

下記の業務について，評定点を修正しましたので，通知します。

記

１　委託業務名

２　完了検査年月日

３　評定点（修正後）　　別紙「項目別評定点通知表」のとおり

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○

別記様式第４（第１０条関係）

評定内容の説明書

第　　号
年　　月　　日

請求者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

年　　月　　日付けで説明請求のありました委託業務成績評定について，下記のとおり回答します。

記

１　委託業務名

２　説明内容

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○

別記様式第５（第１２条関係）

評定内容の再説明書

第　　号
年　　月　　日

請求者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

年　　月　　日付けで再度，説明請求のありました委託業務成績評定について，京都市都市計画局説明請求審査委員会において審議しましたので，下記のとおり回答します。

記

１　委託業務名

２　審議結果

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○